

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年6月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己	欠席	8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 達美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事補	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

8番	吉野 幹雄	9番	伊藤 讓
----	-------	----	------

議長 それでは議案一覧表に基づきまして、第17号議案から第20号議案までを一括して上程をいたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 では説明させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

第17号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

譲受人は [] に居住し、梅と栗、トマト等を耕作しています。譲渡人は、体力の衰えにより営農が困難になっており、農地を耕作できる人を探していたところ、申請地の南側の土地を所有しており、申請地を耕作することが可能な譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

本件による取得後の耕作面積の合計は916m²で、令和5年4月1日の法改正による下限面積規定の廃止後、初めての2反以下の案件となります。

このため、下限面積以外の農地の全部効率利用や農作業従事状況、地域調和などについて確認したところ、農業経験年数や農業従事日数は十分で、農業機械も必要なものを所有しております。周辺の農地の集団化などについても支障がないことを確認しております。

また、令和5年6月15日に、犬山地区の今井委員、高木正己委員と事務局で面談を行い、土の状況や水が得づらい場所であること、果樹などを植えると果実を取られやすい立地などを勘案して、大豆と小豆を選んだことなど、営農を継続していくことを考えられており、許可相当であると見込まれます。

続いて議案書 3 ページをご覧ください。

第 18 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

続いて 4 ページをご覧ください。

【議案説明】

現在、申請地が接する [REDACTED] の北側において、申請者の所有地を含む土地を住宅用地として利用する計画があり、そこへ至る通路として申請地の転用が計画されました。

[REDACTED] は幅員約 1.7 m と車の通行には狭小で、申請地の通路は完成後、犬山市に寄贈して道路とすることにより、合計 4.0 m となり、安全に通行する十分に十分な幅員となる見込みです。

汚水の排水はありません。雨水については、申請地北側に新設されます側溝にて処理されます。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 12 番、エー(ア) - b - (b)、街区に占める宅地の割合が 40% を超えている区域にある農地に該当し、許可基準は右側の 36 番、エー(イ)、許可することができるに該当します。

続いて議案書議案書 5 ページをご覧ください。第 19 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書 6 ページ目をご覧ください。

【議案説明】

申請者は昭和 42 年に設立され、昭和 54 年から [REDACTED] を運営する [REDACTED] の学校法人です。

既存運動場は約 900 m² ありますが、[REDACTED] は定員

260名であり、付近に2か所ある市立の認定こども園が、それぞれ定員110名前後で約1,500m²が整備されているのに対して、園児1人当たりの運動場面積がとても狭い状況です。

申請者は、園の教育方針の一つである「すぐれた環境の中で、楽しく遊びながら健康な体づくりに努める。」を進め、あわせて、園児が屋外で遊ぶ際の熱中症、熱射病対策のため屋根付広場を新設するため本申請をすることとなりました。

申請地の周囲にはコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。また、雨水は集水枡で集めて貯留浸透槽で浸透処理をし、大雨などで吸収しきれない分は北西側の側溝へ排水します。汚水の排出はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側2番イー(ア) - a で、概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地に該当します。許可基準は右側の19番イー(イ) - e - (e) で、既存の施設の拡張(既存施設敷地面積の1/2を超えないものに限る)に該当します。

続いて議案書の7ページをご覧ください。第20号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてです。

議案書の8ページをご覧ください。

【議案説明】

これは、農地を相続により取得した者が相続税の納税猶予の適用を受けるため、税務署に提出するための証明です。この証明を受けたのち、税務署にて納税猶予の適用を受ける必要があります。証明地は里芋やゴボウ、野菜等の栽培を行っており、適正に耕作がされておりました。

続きまして本議案とは別に先月ご指摘をいただいたご審議をいただいた内容で、農地法3条の関係になりますが、別添の2

枚の資料をご覧ください。農地法3条の規定による許可申請と書いてあるものになります。

先月の3条の審議の中で、申請事由、こちらが代替農地というふうに記載されており、代替農地だと、お母さんの農地ではない、お母さんと息子さんがそれぞれ別々に勤いでいるので、代替農地には当たらないんじゃないかという指摘をいただいておりまして、これをきちんと訂正した上で、それを条件として許可をするというお話をいただきましたので、こちらを訂正をさせていただきました。

別紙1と書いてある方が、議案書の訂正になります。

上段が修正前、こちらが申請事由、代替農地となっております。

下段が修正後になって、申請事由、営農規模拡大と修正をさせていただきました。

またもう1枚の、農地法3条規定による許可申請書という紙の方ですが、こちらの裏面のところが申請事業になっております。

権利移転の事由の譲受人の部分、こちらが現在営農する農地に近く、農作業の都合がよい申請地を購入し、営農拡大をしたいためということで営農の拡大ということで修正をさせていただきました。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございました。ただいま第17号議案から、第20号議案まで、一括の説明がございました。追加といたしまして、先月の総会で議論をいたしました、許可申請申請書についてですね。誤謬があって訂正したということでその訂正の説明もございました。それではただいまの議案説明並びに先月の分の誤謬訂正の報告につきまして、何かご質問だとか、ご意見はないでしょうか。

議長 質問・意見はないようですので、ここで地区審議をお願いし

ます。

午後 2 時 15 分 地区審議

午後 2 時 25 分 開議

議長

それでは、総会を再開します。

第 17 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1 番について、犬山地区お願いします。

今井委員

1 番今井です。

先日、高木委員と面談した結果、問題ありませんので、17 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 17 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声ある時】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第 18 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1 番について、羽黒地区お願いします。

吉野委員

8 番、吉野幹雄です。

18 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 18 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定

してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声ある時】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第19号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

小澤委員 3番、小澤です。

19番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第19号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声ある時】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第20号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

今井委員 20番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第20号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声ある時】

議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告させていただきます。

議案書の 9 ページをご覧ください。報告第 1/0 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は 3 件です。

続いて議案書の 11 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は 8 件です。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご質問等はございましたらお受けしたいと思いますが。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

